【筑西市】

１人１台端末の利活用に係る計画

１．１人１台端末を始めとするICT環境によって実現を目指す学びの姿

学習指導要領及び中央教育審議会答申「「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」（令和３年１月）等を踏まえ、筑西市では目指す学びの姿を「社会の変化に対応し、自ら学び、考え、行動することができる子どもの育成」とします。具体的には、１人１台端末・クラウドツールなどを活用し、ICTを活用した学びを推進し、子どもたちが未来社会で必要なデジタルリテラシーを身につけるとともに、確かな学力、生きる力、豊かな心、健やかな体を育むことを目指しています。ICTを通じた個別最適な学びや協働的な学びを実現し、地域や世界とのつながりを深める教育を展開することで、主体的に未来を切りひらく力を育成します。また、生涯学習や生涯スポーツでもICTを活用し、市民一人ひとりがいきいきと活躍できる環境の整備を図ります。

２．GIGA第１期の総括

筑西市では、令和２年度の国のGIGAスクール構想を踏まえ、多くの成果を上げることができました。まず、ICTの導入と活用が進み、小学校と中学校でのタブレット端末の利用が増加しました。特に小学校では、児童生徒の興味・関心を高めるためにコンピュータや提示装置を効果的に活用する先生が増え、デジタルドリルの利用も定着しました。これにより、家庭学習や授業でのICT活用が促進されました。

また、教員のICT活用指導力が向上し、授業の準備や評価、校務でのICT活用が進みました。これにより、授業でのICT活用が一層進展し、児童生徒のICT活用能力も向上しました。特に、グループでの話し合いや協働的な学びの場でのICT活用が進み、主体的・対話的で深い学びが実現されました。

その一方で、いくつかの課題も浮き彫りになりました。中学校では、ICTの活用が進んでいない教員が多く、タブレット端末の活用頻度にばらつきが見られました。また、デジタルドリルの活用も小学校に比べて中学校で少ない状況が続いていており、フォローアップ体制の強化が必要です。

これらの成果と課題を踏まえ、今後の１人１台端末の利活用方針として、以下のような目指す学びの姿の実現に向けた方針を掲げます。まず、教科の学習で文具と同様にICTを活用することを目指し、授業でのICT活用を日常的に行うことが重要です。次に、教員のICT活用指導力を向上させるための研修やフォローアップ体制を強化し、児童生徒のICT活用能力を高めるための指導を強化します。また、デジタルドリルの活用をさらに促進し、家庭学習や授業での利用を定着させることが求められます。最後に、中学校での

ICT活用を促進し、タブレット端末の活用頻度のばらつきを解消することが必要と考えています。

３．１人１台端末の利活用方策

端末の利活用を進めていくにあたり、端末の整備・更新により、児童生徒向けの１人１台端末環境を引き続き維持していくと共に、１人１台端末の利活用方針として以下について検討していきます。

- 日常的なICT活用の推進

教科の学習において、ICTを文具と同様に日常的に活用することを目指します。具体的には、授業中にタブレット端末やコンピュータを使用して、教科書やノートと同じように情報を検索したり、デジタル教材を利用したりします。また、授業の進行に合わせて、リアルタイムでの調べ学習やデジタルノートの作成を行い、学習内容の理解を深めます。さらに、授業の振り返りや宿題の提出もオンラインで行うことで、学習の効率化と効果的なフィードバックを実現します。

- 教員のICT活用指導力の向上

教員のICT活用指導力を向上させるためには、定期的な研修やフォローアップ体制の強化を行います。具体的には、まず教員向けのICT活用研修を定期的に開催し、最新のICTツールや教育方法について学ぶ機会を提供します。この研修では、実際の授業でのICT活用事例を紹介し、教員が具体的なイメージを持てるようにします。さらに、研修後のフォローアップ体制を整備し、教員が実際に授業でICTを活用する際にサポートを受けられるようにします。

- 児童生徒のICT活用能力の育成

児童生徒のICT活用能力を高めるためには、具体的な指導方法を取り入れることが重要です。まず、授業の中でICTを活用したプロジェクトベースの学習を導入します。これにより、児童生徒が自ら課題を設定し、情報を収集・分析し、解決策を考えるプロセスを通じて、主体的な学びを促進します。また、グループでの協働学習を推進し、ICTを活用して意見交換や共同作業を行うことで、対話的な学びを実現します。さらに、プログラミング教育やデジタルリテラシーの授業を充実させ、児童生徒がICTを使いこなすための基礎的なスキルを身につける機会を提供します。

- デジタルドリルの活用促進

デジタルドリルの活用をさらに促進し、家庭学習や授業での利用を定着させるためには、まず教員と児童生徒に対してデジタルドリルの使い方や利便性を徹底的に指導します。具体的には、教員向けの研修を通じて、デジタルドリルの効果的な活用方法や授業での具体的な活用事例を紹介し、教員が自信を持って活用できるようにします。また、児童生徒には、授業中や家庭学習でのデジタルドリルの利用方法を具体的に指導し、実際に利用する機会を増やします。

- ICT活用のばらつきの解消

ICT活用を促進し、タブレット端末の活用頻度のばらつきを解消するためには、まず教員の意識改革が必要です。具体的には、ICT活用の重要性や効果を教員に理解してもらうための研修やワークショップを定期的に開催します。この研修では、ICTを活用した授業の具体的な事例や成功体験を共有し、教員が自信を持ってICTを活用できるようにします。

- 希望する児童生徒への端末を活用した教育相談

希望する児童生徒に対して端末を活用した教育相談を提供する方針を掲げています。この方針は、児童生徒が学習において直面する課題を解決し、個別のニーズに応じたサポートを行うことを目的としています。端末を通じて、教員がオンラインでアドバイスや支援を行い、学びの質を向上させることを目指しています。

このように、教員の意識改革と具体的な施策を通じて、児童生徒の発達の段階を考慮したICT活用を促進し、授業や学校行事、家庭学習等において、児童生徒が自由意志の下で１人１台端末を使用することを目指します。